令和５年４月１日

り災証明書等の申請に係るフローチャート

災害発生

証明書の申請は、被災日から期間が空いてしまうと、その災害で被害を受けたものかどうか判断することができなくなるおそれがあります。災害発生後、写真を撮影し、なるべく早く担当窓口へ申請してください。

発生から3か月以内か

いいえ
※り災証明書・被災証明書の交付は災害発生から原則3か月以内です。

はい

被災したのは、住家等か

被害程度の確認が可能

被災証明書の交付

住家等に附帯する工作物（※）について、市の現地調査等によって、被災の事実を確認できる場合に、その被害を証明するものです。
※住家等に附帯する工作物とは、カーポート、自動車、家財道具などです。

いいえ

はい

被災届出証明書の交付

被害程度の確認が不可

住家等及び附帯する工作物（※）について、被害を受けた事実を市に届け出たことを証明するものです。
※住家等に附帯する工作物とは、カーポート、自動車、家財道具などです。
ご使用の保険会社への申請等に使用する場合は、被災届出証明書にて手続きが可能か保険会社にご確認ください。

被害程度が確認可能か

いいえ

はい

り災証明書の交付

住家及び非住家について、市の現地調査等によって、被災の事実を確認できる場合に、その被害を証明するものです。

【申請時に必要なもの】
〇被害状況の写真　〇修繕に係る見積書
〇被害場所の位置図 〇本人確認書類

問合せ先
鶴ヶ島市 総務部 税務課 資産税担当
電　話：049-271-1111（内線135）
メール：10300030@city.tsurugashima.lg.jp